

13(環境省)国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
001010	一般社団法人土地再生推進協会	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
011030	宮崎県	みやざき農業活力創生特区	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 第11条、第19条	エコフィードの製造に係る食品リサイクル法の特例については、一般廃棄物に加え産業廃棄物の再生利用も含む特例に拡大するとともに、再生利用計画の認定を受けた登録再生利用事業者(エコフィード製造業者)については、産業廃棄物処理業の許可を不要とする。	食品リサイクル法の特例は、市町村の区域を越えた一般廃棄物である食品循環資源の再生利用の円滑化の観点から設けられたものである。 貴県下において実施される産業廃棄物である食品循環資源の再生利用については、貴県における廃棄物処理法に基づく再生利用指定制度(再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物)について都道府県知事の指定により廃棄物処理業(エコフィード製造業者)については、事業者による負担の軽減を図りつつ、地域の実情に応じて、食品循環資源の再生利用の促進を図ることが可能であると考えられる。	右の提案者の意見について、提案者の求める特例措置を講ずることが可能か否かについて、回答されたい。	再生利用業者指定制度については、再生利用業者指定通知によると、指定基準が廃棄物処理業の許可基準と同一であることや再生活用が「営利を目的としないものであること等の規定がある。低価格のエコフィードを継続的に生産するには、施設コストを押さえ利益を生む必要がある。廃棄物処理法が規定するよう高コストな施設の整備は困難であり、また、再生のためには利益が必要である。そのため、廃棄物処理法ではなく、食品リサイクル法第21条の特例において、一般廃棄物に加え産業廃棄物の再生利用を特例とし拡大するとともに、再生利用計画の認定を受けた登録再生利用業者について、廃棄物処理業の許可を不要とする特例措置をお願いしたい。	再生利用業者の指定制度は、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみを処理を業として行う者を都道府県知事が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、施設に係る基準や申請者の能力に係る基準等の指定基準が廃棄物処理業の許可基準を上回ることはなく、したがって、過度な負担とはいえない。一方、「営利を目的としないものであること」の規定については、再生輸送や再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな場合であれば充たされるので、指定が困難とまではいえない。したがって、貴県下において実施される産業廃棄物である食品循環資源の再生利用については、再生利用指定制度の活用により、事業者による負担の軽減を図りつつ、地域の実情に応じて、食品循環資源の再生利用の促進を図ることが可能であると考えられる。
020030	新潟県 新潟市 上越市 聖籠町	エネルギー戦略特区	環境影響評価法、電気事業法	洋上を含む風力発電所の新增設について、環境アセスメントの審査期間を短縮する。	洋上を含む風力発電所の新增設については、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議中間報告(平成24年11月27日環境省・経済産業省)」や「日本再興戦略(平成26年6月14日閣議決定)」に基づき、全体で180日程度確保されている国の審査期間を45日程度に短縮することを目指した取組をすなど、全国的に可能な限りの審査の短縮を行っているところである。実際には、迅速化の対象となった手続については、概ね迅速化が達成されている。 また、方法書及び準備書に対する知事意見については、政令で定める期間内に述べるものと規定していること、法及び政令においては審査期間の上限を規定しているだけであって、各地方公共団体の事情に即して、各自治体の裁量により審査期間を短縮することができる制度となっている。 加えて、環境アセスメントのあり方について、環境や地元に関連しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境省・経済産業省両省で全国的な措置として必要な対策を検討していくこととしており、特区による新たな改正による規制改革は不要と認識している。	-	-	-
039020	医療法人添田歯科医院	メディカルタウン(仮称)の開発	自然公園法第10条	駐車場および道路整備のための適用除外	【回答】 当該提案には応じられない。 【理由】 自然公園法において、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図るため、建築物・駐車場・道路等の工作物の新築等の各種行為については一定の制限を課しており、園定公園特別地域内においては当該都道府県知事の許可を得なければならぬこととなっている。また、公園の利用のための施設として公園計画に基づき執行する事業については、同法第18条に基づき、都道府県知事の認可を受けなければならない。 このような許認可制度により、園定公園はその自然の風景地としての資質が保護され適正な利用が図られるのであり、提案の事業についても、許認可基準に照らして個別に判断されるべきである。そのような判断を経ないと、園定公園の目的である優れた自然の風景地の保護とその適正な利用の増進とは相容れないような計画を許容することになりかねず、国民共有の財産というべき優れた自然の風景地である園定公園の資質に著しい支障を与えるおそれがあるため、当該提案には応じられない。 園定公園内の許認可事務は都道府県の自治事務であるため、計画地が園定公園内であるかどうかも含め、まずは神奈川県にご相談頂くことが適切と考えられる。	-	-	-

13(環境省)国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
067030	(非公表)	伊勢原市大山周辺観光拠点整備事業 伊勢原市日向周辺観光拠点整備事業	自然公園法第10条	自然公園法適用除外	<p>【回答】 当該提案には応じられない。</p> <p>【理由】 自然公園法において、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図るため、建築物・駐車場・道路等の工作物の新築等の各種行為については一定の制限を課しており、園地公園特別地域内においては当該都道府県知事の許可を得なければならないこととなっている。また、公園の利用のための施設として公園計画に基づき執行する事業については、同法第16条に基づき、都道府県知事の認可を受けることとなっている。 このような許認可制度により、園地公園はその自然の風景地としての質が保護され適正な利用が図られるのであり、提案の事業についても、許認可基準に照らして個別に判断されるべきである。そのような判断を要しない、園地公園の目的である優れた自然の風景地の保護とその適正な利用の増進とは相容れないような計画を許容することになりかねず、国民共有の財産というべき優れた自然の風景地である園地公園の質質に著しい支障を与えるおそれがあるため、当該提案には応じられない。 園地公園内の許認可事務は都道府県の自治事務であるため、計画地が園地公園内であるかどうかも含め、まずは神奈川県にご相談頂くことが適切と考えられる。</p>	-	-	-
125010	兵庫県	狩猟免許試験における試験項目の一部免除	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条第1項	銃所持許可を有する者については、狩猟免許試験の試験項目のうち銃所持許可の検定項目と重複する「銃器の点検、分解及び結合」等の基本操作を免除すること。	<p>鳥獣法に基づく狩猟免許(第1種銃猟免許)試験における銃器の基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、脱包)を始めとする一連の試験項目は、鳥獣法固有の観点から実施される試験項目であり、鳥獣法に基づいて、野外で安全に銃猟をする際の、基本的かつ極めて重要な技術である。具体的には、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験は、例えば、射撃姿勢操作で水平射撃の姿勢をとった場合、人や建物へ銃弾が当たるとおそれがあるため減点の対象となるが、銃刀法に基づく技能検定では減点されないなど、「出撃した現場」を想定したものとなっており、銃刀法に基づく技能検定とは試験の観点が異なっている。</p> <p>さらに、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験における基本操作を免除することは、基本操作部分における減点はないものとみなすこととなり、減点方式の技能試験において、試験項目が減ることは狩猟免許(第1種銃猟免許)試験で審査していた安全管理上の基準を緩和させることとなる。現実には、銃所持許可を有している者であっても、狩猟免許試験において、銃の操作が確実でないことなどを理由に不合格となるものは存在しており、銃所持許可が「出撃した現場」を想定した基本操作を当然習得し、狩猟免許を所持するに足る技量を有していると判断することはできない。</p> <p>加えて、今後、鳥獣の捕獲が推進される中、事故の未然防止とさらなる安全確保の強化が求められている。</p> <p>以上のことから、ご提案のような試験の一部免除を図ることは適当ではない。</p> <p>また、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験の技能試験の所要時間は1人30分程度で、そのうち銃器の点検・分解結合、装填、脱包に係る試験に要する時間は10分程度であることから、当該試験による負担が多大であると認められず、当該試験の一部免除したところで負担軽減にはならない。</p> <p>なお、本提案については、構造改革特区でも過去8回5年にわたり全く同様の提案があったところ、具体的な支障事例が示されず提案の実現には至っていない。具体的な支障事例がある場合にはその支障や一部免除による効果などを定量的なデータとともに示して頂きたい。</p>	-	-	-
132023	公益社団法人 関西経済連合会 健康・医療専門委員会	再生医療の実用化促進・産業化拡大	水質汚濁防止法施行規則	OPCIに関する基準の緩和: 漏水センサーを設置した場合においては、点検回数を漏水センサーの発報時のみとする等の緩和措置を講ずる。	<p>水質汚濁防止法施行規則第9条の2の2第1項において、水質汚濁防止法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設等の構造又は当該施設設備に関する点検について、施行規則別表第1に掲げる方法以外に、構造に関する同等以上の効果を有する措置が講じられている場合は、「講じられている措置」に応じ、適切な事項及び回数を行うものとする旨が定められている。つまり、漏えい等の有無の確認について、自らが困難である場合には、漏えい等の有無を確認できる設備を設置することなどにより、漏えい等があった場合に検知できるようにする方法も認められている。</p> <p>なお、個別具体的な案件については、有害物質使用特定施設等の届出先の自治体に確認頂きたい。</p> <p>【参考】 地下1 URL…http://www.env.go.jp/water/chikassui/brief2012/manual/main.pdf</p> <p>※なお、ご提案の根拠法令は、水質汚濁防止法第14条の第5項及び水質汚濁防止法施行規則第9条の2の2であると考えます。</p>	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
146030	大阪医薬品協会	再生医療等製品の製造設備(OPC)について	水質汚濁防止法施行規則第三条	細胞製造設備(OPC)においては、漏水センサーの設置を条件に流しの点検を要件より外して頂きたい。	水質汚濁防止法施行規則第9条の2の2第1項において、水質汚濁防止法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設等の構造又は当該施設設備に関する点検について、施行規則別表第1に掲げる方法以外に、構造に関する同等以上の効果を有する措置が講じられている場合は、「講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする」と定められている。つまり、漏えい等の有無の確認について、自視が困難である場合には、漏えい等の有無を確認できる設備を設置することなどにより、漏えい等があった場合に検知できるようにする方法も認められている。 なお、個別具体的な案件については、有害物質使用特定施設等の届出先の自治体に確認頂きたい。 【参考】 地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(第1.1版)p40～p41 URL… http://www.env.go.jp/water/chikasu/brief2012/manual/main.pdf ※なお、ご提案の根拠法令は、施行規則の第3条ではなく、水質汚濁防止法第14条の第5項及び水質汚濁防止法施行規則第9条の2の2であると考えます。	-	-	-
155080	長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン(下水道施設によるし尿等の処理について)	下水道法	下水道事業の範囲を拡大し、し尿等の受入施設を下水道施設として位置付ける。	し尿等を下水道施設に受け入れるための施設の扱いについては、環境省・国土交通省で連携し、検討します。	-	-	-
160060	リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議	「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条	狩猟免許の有効期間を3年を5年に延長する。	平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)において、「狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26法46)の施行状況を踏まえ、御道府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずることとされたところ。その検討については「平成28年度中には着手予定」としており、当該閣議決定を踏まえて今後の検討を進めるにあたり、本提案の内容も参考にします。	-	-	-
160070	リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議	「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条	一般の狩猟においても指定した区域内においては公道からの射撃を許可する。	公道における鳥獣の捕獲等は、公道が一般公共の通行の用に供するものであり、捕獲行為により通行者に危害を与えるおそれが高いことから、狩猟において禁止されている。実際に、狩猟(銃猟・わな猟)中に、一般人を巻き込む事故が毎年発生しており、さらなる事故の未然防止及び安全確保の強化が求められている中であって、狩猟者の自由意思に基づいて行われる狩猟において、公道での銃猟を認めることは適当ではない。また、現状においても、法第9条の許可に基づく鳥獣の捕獲等においては、公道を含む捕獲等の区域について許可を受けることは制度上可能。	-	-	-
160080	リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議	「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン	民法第207条 電波法施行規則第6条第1項	自動飛行により民有地の上空を通過する場合は、土地所有者の承諾を不要とし、ドローンの狩猟利用を可能にする。 映像転送と遠隔操作のために使用する電波の周波数帯において、小型飛行機の目的地到達距離までに必要な出力を許可し、ドローンによる狩猟参加の可能性を拡大させる。そのため、規則第6条第1項に定める電界強度の値を超える一定の電波帯についても免許を要しない無線局として適用する。	環境省が所管する鳥獣保護管理法上、食害調査や有害鳥獣の追い込みなどのためにドローンを利用することについて、特段の規制は設けておりません。その他に、遵守すべき関係法令を網羅的に把握はしていませんが、該当する関係法令があれば、それらの遵守が求められます。 例えば、民法を所管する法務省によれば、民法上、土地の所有権を侵害するか否かについては、個別の土地の具体的な使用態様に照らして判断すべきものとされているため、土地の具体的な使用態様に照らしてご検討いただき、土地所有者の所有権を侵害する場合には、土地所有者の許諾を得る等、土地所有者の所有権を侵害しない範囲で適切に実施することが適当と考えられます。	-	-	-